

# 個人事業主と小さなNPOの 消費税・インボイスへの対応について

荻窪の居場所プロジェクト OgiLOVE  
<https://ogilove.com/>

2023年8月26日

公認会計士・税理士 加藤俊也

# ここでは、日本商工会議所の資料に追加して説明しますが、追加部分の責任は講師にあります。



日本商工会議所中小企業振興部 発行（カラー版 58ページ）

[「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」](#) [第3版]

日本商工会議所のホームページからダウンロードできます。

[https://www.jcci.or.jp/chusho/202203invoice\\_booklet.pdf](https://www.jcci.or.jp/chusho/202203invoice_booklet.pdf)

以下では「パンフ」と呼びます。



参考に！

商工会議所の  
の支部に  
あるかも

現在は……



NPOは  
課税売上以外  
の収入も多い

- 1 ずっと課税売上が1千万円以下の場合は、消費税を受け取ったとしても、国に納税しなくても良い、と、免税されている。
- 2 請求書などの精算書類での内税・外税表記もあまり厳格に指定されていない。
- 3 消費税は、ほぼ売上の一部として扱われている。

**以上は、インボイスが始まって、ほぼ、変わらない。**

# では、インボイスが始まって、何が変わるのか

去年か一昨年に  
課税売上が  
1000万円以上  
は別

これまで消費税の申告・納税に無縁で来た人やNPO

にとって、インボイス登録は任意です。

免税業者

ただし、インボイスで不利益を受ける可能性があるの  
で対策を考える必要があります。

- 1 そもそもインボイス制度とは？
- 2 インボイス登録するか、しないか。
- 3 これから備えること。
- 4 NPOに多い対象外の収入について。

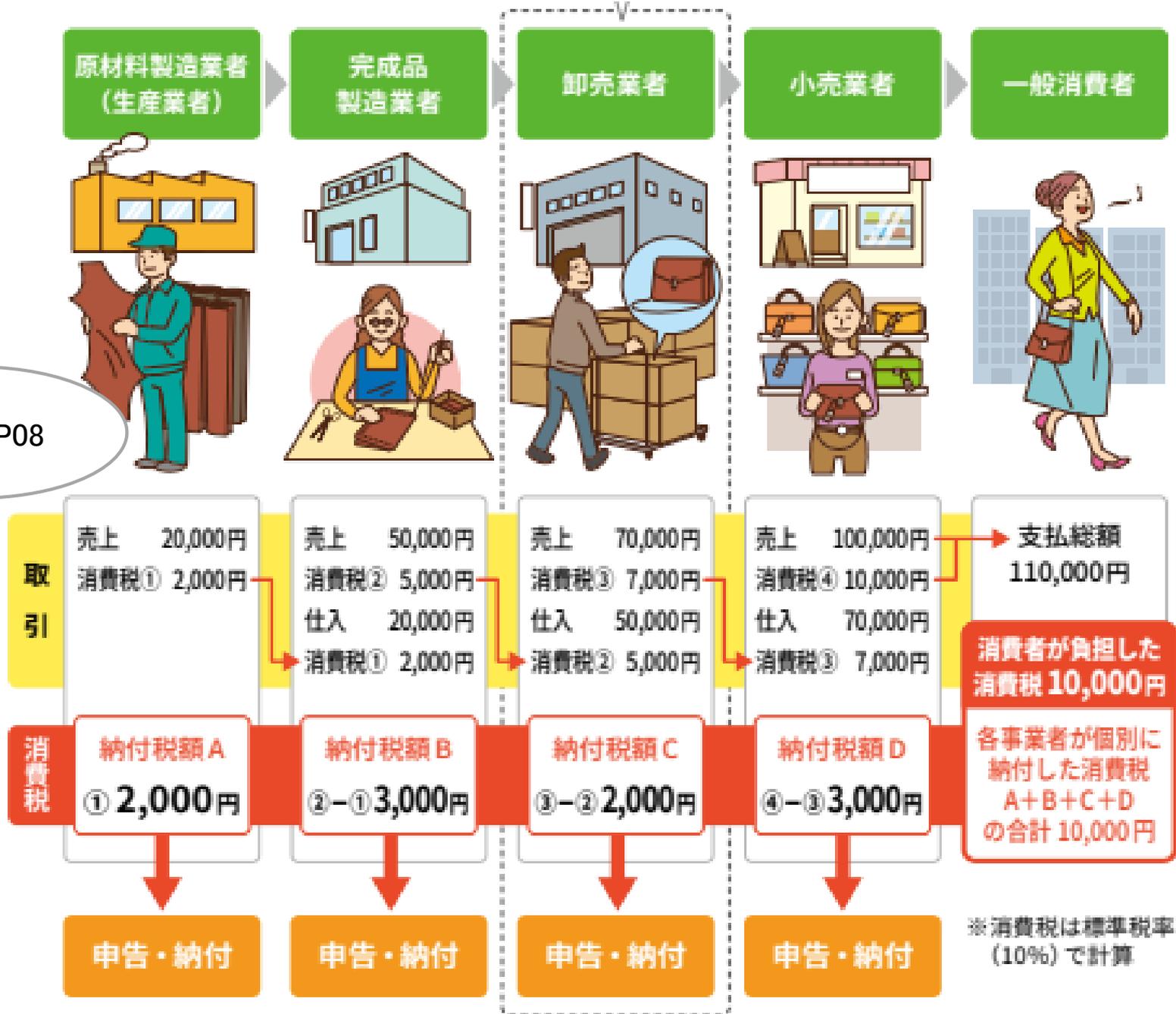
# 1 そもそもインボイスとは？

適格請求書  
が正式名称

- ・税務署から指定されたインボイス番号の入った請求書や領収書を提出しないと、売上先の消費税の納税額が増えてしまう。
- ・なので、現在、消費税が免税の個人業者やNPOは、売上先から
  - ①インボイス登録するか
  - ②値下げをするか
  - ③取引を取りやめるか という交渉を持ち出される可能性がある。
- ・①の場合、消費税の申告と納税が必要になり、納税分だけ利益が減る。消費税の申告も自分だけで、できるだろうか？
- ・インボイス登録しないと②か③の可能性があり、どちらも不利
- ・インボイス登録する場合は、税務署に登録申請が必要。  
電子申告で申請してからインボイス番号の通知まで3週間が必要

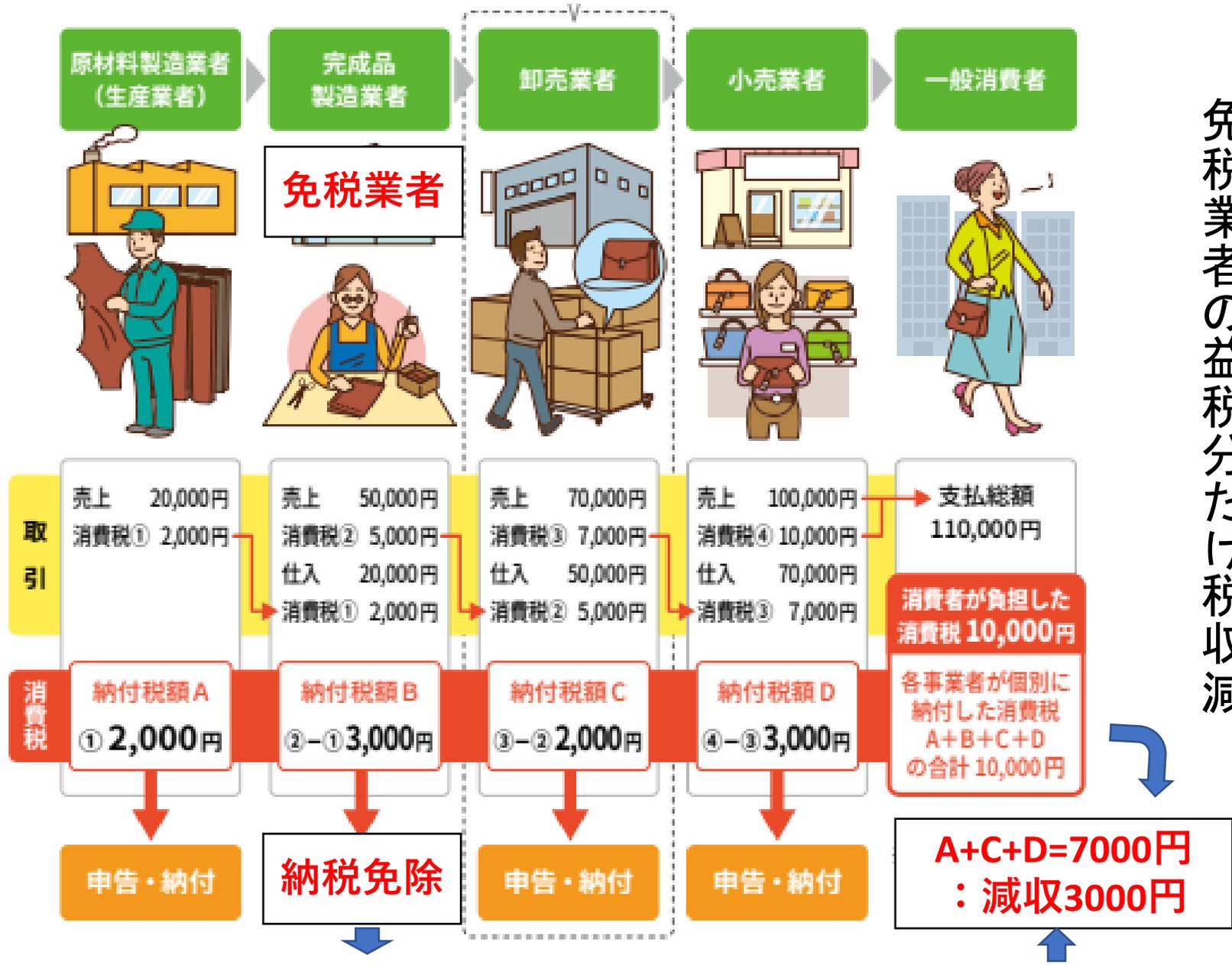
消費税のしくみ

パンフP08



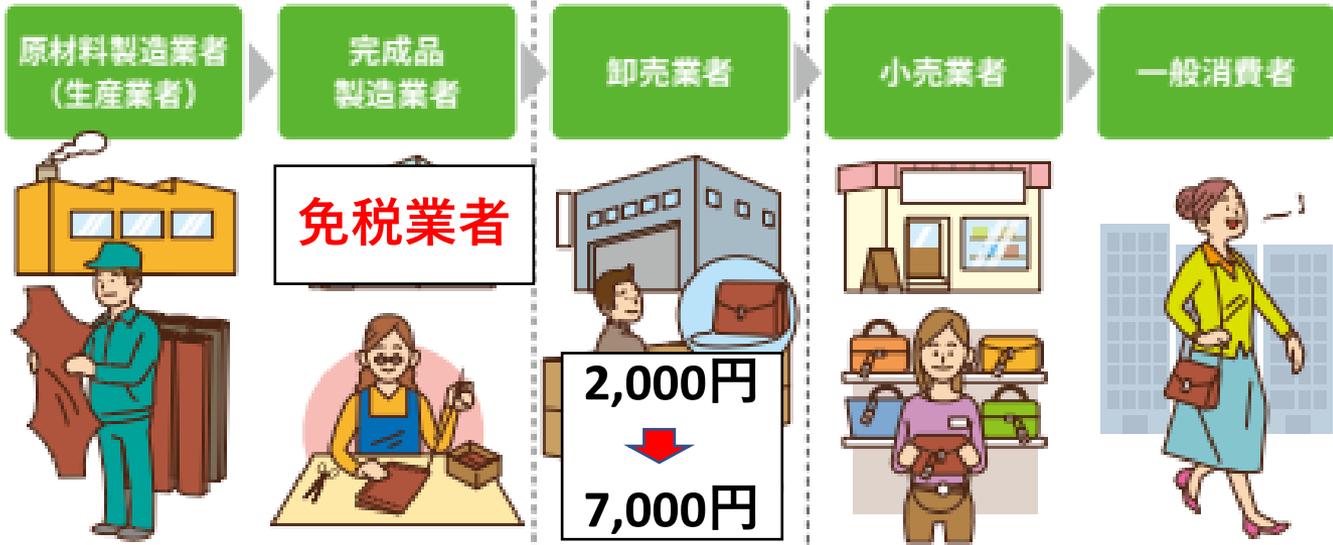
免税業者の益税分だけ税収減

インボイス導入前の消費税制度



免税業者からの仕入控除不可のため  
買い手業者の納税額増加

インボイス導入後の消費税制度



免税業者

2,000円  
↓  
7,000円



税率 12%?

納税免除：益税3000円

Bからの仕入税額②が控除できない

課税の根拠は？

# ■ 免税業者からの仕入が多い業者の損益への影響の例

NPOにもあり

雑誌の編集プロダクションが多数のライターに執筆を発注する場合

55人のライター(すべてインボイス非登録事業者)に1回10万円で年間10回の執筆を発注

経過措置  
終了後

数字は消費税込み	①インボイス制度導入前 (2023年9月30日まで)	②インボイス制度導入後 (2029年10月1日以降)
売上	6,600万円	6,600万円
仕入(外注費)	5,500万円	5,500万円
粗利益	1,100万円	1,100万円
消費税納付額※	① 100万円	② 600万円
当期利益	1,000万円	500万円

変化なし

当期利益が半減

$$\text{① } 6,600\text{万円} \times 100/110 \times 10\% - 5,500\text{万円} \times 100/110 \times 10\% = \underline{100\text{万円}}$$

$$\text{② } 6,600\text{万円} \times 100/110 \times 10\% - \text{仕入の税額控除が0} = \underline{600\text{万円}}$$

経過措置で、3年間は納税額200万、その後3年間は納税額350万に、激変を緩和

## ■ 買い手（課税業者）と売り手（免税業者）の影響と対策

- 免税制度で認められてきたライター55人の益税500万を  
現在は、国が税収減で負担しているが  
**課税業者（会社）が負担して納税**することになる



- 課税業者の会社が納税額の増加に耐えられない

NPOにもあり



- 課税業者の会社の対策

- 消費者への売価アップ
- 仕入先（ライター）への仕入価格カット
- 仕入先を課税業者に変える
  - ライターを他の課税業者（大手）に変える
  - 現在のライターに課税業者になってもらう



仕入先の免税業者との交渉

**独占禁止法、下請法違反に注意**



不利益が  
しわよせされる

NPOにもあり

ライター（**免税業者**）への影響

売上単価の低下

売上先の減少

益税がなくなり納税



登録して課税業者になるかどうかの検討

## 2 インボイス登録するか、しないか。

去年か一昨年  
(前々期か前期)に  
課税売上が1000万円  
以上の場合

### 登録した方がよい

- ・現在、消費税の申告をしているか  
来年(来期)の消費税の申告が確定している場合
  - ・それ以外で、売上先から登録を要求された場合  
(売上先が消費税申告をしている大きな会社などの場合)
- つまり、売上先から要求されなければインボイス登録は不要。

### 登録不要

売上先が消費者だったり消費税の申告をしていない場合

簡易課税も

### 登録しない方がいい

売上先から登録の代わりに、値下げを要求されても、  
登録して消費税の申告をするよりはマシな場合

こういう売上先は  
登録要求してこない

### 登録すべきかどうか迷っている

どっちだろう？

登録しての納税額と

値下げや売上減少による利益の減少を比較してみる

登録すべきかどうか迷っている場合は

**売先が**  
**申告している事業者のみ(B2B)⇒登録して納税業者になる**  
**消費者のみ(B2C)⇒登録せずに免税業者のまま**  
**事業者と消費者が混在(B2B・C)⇒BとCの多寡で検討**

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社の業種(例)	建設業・製造業等  建設業 (ひとり親方) 製造業	飲食店・花屋等  飲食店 花屋	学習塾・ゲームセンター等  学習塾 ゲームセンター
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売(例えば、飲食店での法人の接待利用など)の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する	販売先に事業者がない限り、インボイス発行事業者になる必要はない

# 事業者と消費者が混在する (B2B・C) クリーニング店の試算の例

お客さんが事業者かどうかで影響が変わる

- ・ホテルや飲食店などの事業者 (B2B)が多い(制服などの洗濯)か
- ・消費者 (B2C)が多いか

売上減少？

値下げ要求？

A型 B型作業所も  
同じ

## 【インボイス制度導入前】

売上	a	550万円
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	0円
利益 (a-b-c)		330万円 (550万円-220万円-0円)

〈利益〉

330万円

# 【インボイス制度導入後】

インボイス導入前利益 330万円

登録業者になった場合  
(売上件数の増減なし)

①と④は、売上件数が減らないか？  
売上件数が減らないか？

## 選択肢① インボイス発行事業者になり本則課税を選択して、10%の値上げをした場合

売上	a	605万円 (550万円+消費税55万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	35万円 (55万円-20万円)
利益 (a-b-c)		350万円 (605万円-220万円-35万円)

増加

〈利益〉  
350万円

## 選択肢② インボイス発行事業者になり本則課税を選択したが、価格を据置いた場合

売上	a	550万円 (500万円+消費税50万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	30万円 (50万円-20万円)
利益 (a-b-c)		300万円 (550万円-220万円-30万円)

減少

〈利益〉  
300万円

## 選択肢③ インボイス発行事業者になり簡易課税を選択したが、価格を据置いた場合

※クリーニング店(サービス業)のみなし仕入率は50%

売上	a	550万円 (500万円+消費税50万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	25万円 (50万円-(50万円×50%))
利益 (a-b-c)		305万円 (550万円-220万円-25万円)

減少

〈利益〉  
305万円

## 選択肢④ インボイス発行事業者になり簡易課税を選択して、5%の値上げをした場合

※クリーニング店(サービス業)のみなし仕入率は50%

売上	a	577.5万円 (525万円+消費税52.5万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	26.25万円 (52.5万円-(52.5万円×50%))
利益 (a-b-c)		331.25万円 (577.5万円-220万円-26.25万円)

増加

〈利益〉  
331.25万円

# 2割特例(インボイス登録した免税業者のみ3年間) 税抜き売上高の2%納付の試算

インボイス導入前利益 330万円

選択肢③ インボイス発行事業者になり簡易課税を選択したが、価格を据置いた場合

※クリーニング店(サービス業)のみなし仕入率は50%

売上	a	550万円 (500万円+消費税50万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	25万円 (50万円 - (50万円 × 50%))
利益 (a-b-c)		305万円 (550万円 - 220万円 - 25万円)

〈利益〉  
305万円



選択肢③ インボイス発行事業者になり簡易課税を選択したが、価格を据置いた場合

※クリーニング店(サービス業)のみなし仕入率は50%

→ 80%の特例

売上	a	550万円 (500万円+消費税50万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	10万円 (50万円 - (50万円 × 80%))
利益 (a-b-c)		320万円 (550万円 - 220万円 - 10万円)

〈利益〉

320万円

みなし仕入率100%にすれば納税額0なので、  
免税業者に影響なし、になるはずだが...

# 免税業者のままの場合 (売上単価据え置き、売上件数減少)

インボイス導入前利益 330万円

## 選択肢⑤-A 売上に占める事業者利用の割合が多いが、免税事業者のままている場合

顧客はホテルや飲食店などの事業者が多く、売上が20%減少したとする

売上	a	440万円
費用	b	220万円(200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	0円
利益(a-b-c)		220万円(440万円-220万円-0円)

減少

〈利益〉  
220万円

## 選択肢⑤-B 売上に占める事業者利用の割合が少なく、免税事業者のままている場合

顧客のほとんどは一般消費者だが、わずかに事業者による利用があり、売上が約2%減少したとする

売上	a	540万円
費用	b	220万円(200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	0円
利益(a-b-c)		320万円(540万円-220万円-0円)

減少

〈利益〉  
320万円

# 試算の結果のまとめ

値上げできるか？  
売上件数が  
減らないか？

## 事業者と消費者が混在 (B2B・C) の場合

### ・登録業者になる(売上件数の増減なし)

①: **売上単価アップ**(消費税10%を上乗せ)→**利益増加**

④: **売上単価アップ**(消費税5%を上乗せ)→**利益増加**

②: 売上単価据え置き→**利益減少**

③: 売上単価据え置きで簡易課税選択→**利益減少**

### ・免税業者のまま(売上単価据え置き)

⑤-A: 売上件数20%減(事業者への売上が大きいいため)  
→**利益減少** ②、③より減少するので

**登録業者になった方が有利**

⑤-B: 売上件数2%減(事業者への売上が小さいため)  
→**利益減少** ②、③ほど減少しないので

**登録業者にならない方が有利**



**2割特例との比較へ**

## 2割特例： 税抜き売上高の2%納付との比較

インボイス導入前利益 330万円

・免税業者のまま(売上単価据え置き)

予想利益320万円

⑤-B:売上件数2%減(事業者への売上小のため)

→利益減少 ②、③ほど減少しない

**業者登録せず、申告・納税不要(従来どおり)**



・登録業者になって2割特例(売上単価据え置き)

予想利益320万円

売上件数は減少しない

→利益減少 ②、③ほど減少しない

**業者登録手続、毎年の申告書作成と納税が必要**

**3年間の特例なので将来、再検討が必要**

予想利益は同じで、どちらを選ぶか

## 登録する場合

- ・インボイス登録申請をする
- ・請求書・領収書の書式変更の準備
- ・消費税申告の準備



次頁参照

本則課税、簡易課税、2割特例などの申告方法の選択  
対応している会計ソフトの入手

## 登録しない場合

- ・インボイス登録が要求されないかどうかを売上先に確認
- ・登録要求や値下げ要求があった場合の対応

## ■「インボイス」とは具体的に何？

課税業者だけに与えられる登録番号  
の記載された請求書

仕入先が  
課税業者か免税業者を  
確認するための番号  
T+法人番号など

## 《インボイスのイメージ》

従来の区分記載請求書  
にも必要な項目

- ① 発行者の氏名  
または名称
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容  
(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して  
合計した対価の額
- ⑦ 受領者の氏名  
または名称

請求書		
東京商店(株)御中	②	(株)大阪商事
2023年10月分	登録番号	T1234...
10月15日	割りばし	550円
10月15日	牛肉※	5,400円
⋮	⋮	⋮
⑤	合計	43,600⑥
(10%対象	22,000円	消費税 2,000円)
(8%対象	21,600円	消費税 1,600円)

※は軽減税率対象

インボイス制度導入前には  
記載の必要がなかった項目

- ② 登録番号
- ⑤ 適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した  
消費税額等

# ■ 軽減税率の適用対象となる商品がない場合の 《インボイスのイメージ》

国税庁Q&A  
問 64

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,500円
11/3	花瓶	4,400円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
		△△商事(株)
		登録番号 T 1234567890123

「8%対象 0円 (消費税0円)」  
といった記載は不要です。

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

- 追加される項目
- ① 登録番号
  - ④ 区分して合計した税率と税込金額
  - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

- 納品書
- 領収書、レシート  
スーパー、飲食店など、不特定多数への販売の場合は  
販売先の氏名を省略できる（簡易インボイス）
- 仕入明細書等  
支払元が作成して送付（支払先の確認を受けることが必要）  
検収結果と支払金額の通知書  
**講師謝金の支払明細**  
事前に必要事項を問合せて作成  
  
謝金の振込口座  
支払調書の送付先  
マイナンバー  
**登録業者の場合はインボイス番号**

「送付後〇日以内に連絡がない場合は確認済とします」という文言を記載しておくなど

公表サイトでの  
検索は不可

## 4 NPOに多い対象外の収入について

- 収入のうち、課税の対象になる課税売上高があるか



- 課税売上高がある場合  
年間で1000万円を超えているか  
上半期で1000万円を超えているか



- 超えている場合は、  
申告納税が必要になるが  
本則課税が有利か、簡易課税が有利か



インボイス  
への対応

# 消費税の対象 = 課税取引

## 課税取引

- 国内において ➡ 国外取引は対象外

- 事業者が事業として

事業者: 法人(人格なき社団を含む)と  
個人事業者(事業を行う個人)

- 対価を得て行う

反対給付を受けること: 物品の販売などの対価

金銭の授受: 本体価格 × 税率 = 税額なので

本体価格が0なら消費税も0

- 資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供

NPO法人  
も対象

任意団体  
も対象

寄付は  
対象外

プロボノは  
無関係

上記以外を対象外 = 「不課税」

この他に、政策として課税せず = 「非課税」



消費税対象外  
の収入

# NPOに多い不課税取引と非課税取引

受取会費	NPO法上の社員としての会費、賛助会費等の <b>対価性のない</b> 会費	<p>事業利用の会費は課税売上</p> <p>不課税売上 (但し、特定収入の特例あり)</p>
受取寄付金	<b>対価性のないもの</b>	
受取助成金等	国や地方公共団体からの <b>補助金</b> 、民間の助成財団等からの <b>助成金</b> 等で、 <b>対価性のないもの</b>	<p>委託事業は課税売上</p>
事業収益	特定非営利活動に係る事業及びその他の事業	福祉事業などは非課税、他は課税売上
その他収益	受取利息、雑収益など	受取利息は非課税。他は内容により判定

# 非課税取引

政策として  
課税せず

- 土地の譲渡および貸付け
- 有価証券等の譲渡
- 預貯金の利子および保険料
- 郵便切手類、商品券、プリペイドカードなど
- 登記、登録、特許、免許、許可、検査、公文書の交付など
- 社会保険医療
- **介護保険事業、社会福祉事業等、障害者用物品の譲渡など**
- 助産、火葬料や埋葬料
- 学校教育、教科用図書
- 居住用住宅の貸付け

NPOの  
事業に多い

入所サービス  
中心

# 非課税取引となる社会福祉事業

- 第一種社会福祉事業：社会福祉法人が中心
- 第二種社会福祉事業：NPO法人も多く実施
  - ・高齢者：介護保険事業など
  - ・障害者：就労支援事業の生産活動の売上は課税取引
  - ・児童：認可保育所、認証保育所が非課税
  - ・母子および寡婦
  - ・生活困窮者
- 社会福祉事業に類する事業で国等が1/2以上助成する事業  
例えば、弁当販売のNPOが、高齢者に弁当を届けていて1食につき、利用者から400円、市役所から400円をもらっている場合は非課税

A型、B型  
作業所の売上

## 参考

消費税インボイス制度導入の影響と対応について  
(講座その1) <https://youtu.be/ZVWLcuWv1wY>  
(講座その2) <https://youtu.be/qADYHbH0WR0>

R5年度税制改正  
を含まない

## プロフィール

加藤 俊也 kat@cpakat.jp

- すぎなみ協働プラザ(杉並区のNPO支援センター)への  
会計税務の相談に対応
- NPO 会計税務専門家ネットワーク理事として、  
NPO の会計税務や経営戦略の支援を中心に活動。
- NPO法人会計基準策定プロジェクトの事務局長を担当。
- 全国NPOバンク連絡会(<http://npobank.net/>)常任理事として  
市民金融の活動を支援。
- 事業計画・資金計画の講義録  
[http://www.npo-.org/PDFs/challenge/08\\_handbook\\_003.pdf](http://www.npo-.org/PDFs/challenge/08_handbook_003.pdf)  
[http://www.npo-.org/PDFs/challenge/08\\_handbook\\_004.pdf](http://www.npo-.org/PDFs/challenge/08_handbook_004.pdf)